

新旧対照表

構造改革特別区域計画の名称：倉吉・湯梨浜・北栄ワイン特区

新	旧
<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>1 構造改革特別区域の作成主体の名称 (略)</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 (略)</p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 (略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(1) 位置 (略)</p> <p>(2) 気候 日本海側気候区に属し、平成30年の平均気温は、8月が<u>27.0℃</u>、1月が<u>3.4℃</u>、年間では<u>14.9℃</u>で、四季の変化を感じやすい気候である。年間降水量は<u>2,176.5mm</u>、年間日照時間 <u>1,819.0時間</u> となっている。</p> <p>(3) 人口 (略)</p> <p>(4) 産業 (略)</p> <p><u>平成30年度</u>のブドウの出荷量は、湯梨浜町は<u>50.6t</u>で、主にピオーネが栽培されている。北栄町は<u>192.0t</u>で、主にデラウェア、ピオーネが栽培されている。また、倉吉市においても、ブドウを生産している。</p> <p><u>梨の出荷量は倉吉市が1,220.8t、湯梨浜町が2,380.0t、北栄町が85.2tで、主に二十世紀梨が栽培されている。</u></p> <p>一方、<u>区域内における農業就業人口は、平成17年に8,254人であったが、平成27年には5,043人と減少しており、そのうち65歳以上の高齢者の割合は</u></p>	<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 (略)</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 (略)</p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 (略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(1) 位置 (略)</p> <p>(2) 気候 日本海側気候区に属し、平成28年の平均気温は、8月が<u>25.9℃</u>、1月が<u>4.4℃</u>、年間では<u>15.3℃</u>で、四季の変化を感じやすい気候である。年間降水量は<u>1,857.5mm</u>、年間日照時間 <u>1625.5時間</u> となっている。</p> <p>(3) 人口 (略)</p> <p>(4) 産業 (略)</p> <p><u>平成28年度</u>のブドウの出荷量については、湯梨浜町は<u>71.6t</u>で、主にピオーネが栽培されている。北栄町は<u>240.7t</u>で、主にデラウェア、ピオーネが栽培されている。また、倉吉市においても、ブドウを生産している。</p> <p>一方、<u>農業所得・農家人口の減少、遊休農地・耕作放棄地の増加、農業者の高齢化や後継者不足などの問題も抱えている。</u></p>

61.0%から67.2%へ増加している。また、耕作放棄地についても、平成17年に692haであったものが平成27年には848haとなっており、増加している。このように、農業者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加などの問題を抱えている。

(略)

平成26年に国内有数の世界的なフィギュア製造会社の日本初工場が倉吉市に誕生し、それをきっかけに、フィギュアをはじめとする「クールジャパン」を代表するコンテンツと、白壁土蔵群や赤瓦に代表される「レトロ」な町並みを融合・調和させ、「レトロ&クールツーリズム」を確立することで、観光地として選ばれるまちを目指した取組を行っている。白壁土蔵群周辺の観光入込客数は、近年では増加傾向にあり、平成30年には約60万人の観光客が訪れている。

(略)

5 構造改革特別区域計画の意義

本区域ではワイン及びリキュールの原料となるブドウ及び梨の栽培が盛んであるが、ワイン・リキュール製造業に新規参入を希望する者が酒税法上の酒類製造免許に係る最低製造数量基準を満たすことができず、県内のワイン醸造所は4社にとどまっており（平成31年4月現在）、好条件を地域産業に活かされていない。

酒類の製造免許を取得できない事業者は、地元産ブドウを原料とするワインの醸造を県外のワインメーカーに委託している。しかしこの場合、収穫から醸造まで輸送等に時間を要するため、原料となるブドウを最も適したタイミングで収穫し仕込むことができず、上質なワインを製造する上で障害となっている。

そこで、本特例措置を活用し、比較的小規模な事業者も、原料の収穫から醸造までを地域内で一貫して行うことができるようになることで、地元で製造・販売されるワインの付加価値を高め、区域内におけるワイン産業を活性化させることにより、産業振興を図る。

また、鳥取県の特産物として梨も有名であり、本区域内においても二十世紀梨をはじめとして、様々な品種が栽培されている。本特例措置を活用することで、梨の生食用以外の用途幅を広げ、より一層、特産物としてのブランド力の強化を図る。

(略)

平成26年には、国内有数の世界的なフィギュア製造会社の日本初工場が倉吉市に誕生したことをきっかけに、フィギュアをはじめとする「クールジャパン」を代表するコンテンツと、白壁土蔵群や赤瓦に代表される「レトロ」な町並みを融合・調和させ、「レトロ&クールツーリズム」を確立することで、観光地として選ばれるまちを目指した取組を行っている。白壁土蔵群周辺の観光入込客数は、近年では増加傾向にあり、平成28年には62万人を超える観光客が訪れている。

(略)

5 構造改革特別区域計画の意義

本区域ではワインの原料であるブドウの栽培が盛んであるが、ワイン製造業に新規参入を希望する者が酒税法上の酒類製造免許に係る最低製造数量基準を満たすことができず、県内のワイン醸造所は1社のみにとどまっており（平成29年3月現在）、好条件を地域産業に活かされていない。

そこで、本特例措置を活用し、事業者のワイン産業参入のハードルを下げるとともに、地元で製造・販売されるワインの付加価値を高め、区域内におけるワイン産業を活性化させることにより、産業振興を図る。

鳥取県中部は、昼は日本海から、夜は陸から風が吹くため、昼夜の寒暖差が大きく、ブドウの大敵である湿度を下げる環境にある。また、砂丘気候や水はけの良い土壌、日本海の豊富なミネラル成分がワインブドウの栽培に適している。実際に、区域内の「北条ワイン醸造所」で醸造される地元産ブドウを使用したワインは、国産ワインコンクールで受賞するなど高い評価を得ている。

このように、区域内では品質の良いブドウが栽培されており、上質なワインを製造できる可能性が高いにもかかわらず、酒類製造免許に係る最低製造数量基準を満たすことができないため、新規にワイン製造業に参入することが難しい状況に

また、観光客が土産品として購入するワイン・リキュールにおいては、地元産のブドウや梨を100%使用し、地元のワイナリーで醸造されていることが重要である。

(略)

総合的に、本特例措置を活用したワイン・リキュール産業拡大の促進、地元産商品のブランド化は、産業振興・観光振興に有意義であると考えます。

6 構造改革特別区域計画の目標

(略)

区域内の歴史・文化施設等、「地域らしさ」を持つ場所にワイナリーを構え、新たな観光資源とする。また、ワイナリーと農園を融合させ、インバウンドを視野に入れたワインツーリズムとして周遊性のある観光振興に活用する。

(略)

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 観光振興

(略)

(2) 雇用創出

(略)

(3) 農業振興

ワイン・リキュール産業の活性化により、加工用ブドウ及び梨の需要が増加する。加工用は、生食用と比較して資材コストの軽減や省力栽培が可能である。また、

ある。

酒類の製造免許を取得できない事業者は、地元産ブドウを原料とするワインの醸造を県外のワインメーカーに委託している。しかしこの場合、ブドウの収穫から醸造まで輸送等に時間を要するため、ワインの品質を落としてしまうことになる。最も適したタイミングで原料となるブドウを収穫し仕込みに入れないことが、上質なワインを製造する上で障害となっている。規制緩和により、原料の収穫から醸造までを地域内で一貫して行うことができれば、比較的小規模な事業者もより上質なワインの製造が可能となる。

また、観光客が土産品として購入するワインにおいては、地元ブドウを100%使用し、地元のワイナリーで醸造されていることが重要である。

(略)

総合的に、本特例措置を活用したワイン産業拡大の促進、地元産商品のブランド化は、産業振興・観光振興に有意義であると考えます。

6 構造改革特別区域計画の目標

(略)

区域内の歴史・文化施設等、「地域らしさ」を持つ場所にワイナリーを構え、新たな観光資源とする。また、ワイナリーとブドウ農園を融合させ、インバウンドを視野に入れたワインツーリズムとして周遊性のある観光振興に活用する。

(略)

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 観光振興

(略)

(2) 雇用創出

(略)

(3) 農業振興

ワイン・リキュール産業の活性化により、加工用ブドウの需要が増加する。加工用ブドウは、生食用ブドウと比較して資材コストの軽減や省力栽培が可能であ

生食用を加工用に転用することも可能である。例えば、市場出荷できない傷果や変形果、小玉などの規格外品をワインの原料として使用できる。このことは、農家経営上でのリスク削減、安定につながり、さらには、農業所得・農家人口の減少などの課題解決の糸口となり得る。

【目標数値】

項目	目標値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
果実酒・リキュールの製造免許取得件数 (累計数)	<u>1件</u> (<u>1件</u>)	<u>1件</u> (<u>2件</u>)	<u>1件</u> (<u>3件</u>)
特産酒類製造量	<u>4kl</u>	<u>6kl</u>	<u>8kl</u>

8 特定事業の名称
(略)

※ 別紙

1 特定事業の名称
(略)

2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物(ブドウ、梨又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

る。また、生食用 ブドウ を加工用 ブドウ に転用することも可能である。例えば、赤熟れのブドウ などの規格外品をワインの原料として使用できる。このことは、ブドウ 農家経営上でのリスク削減、安定につながり、さらには、農業所得・農家人口の減少などの課題解決の糸口となり得る。

【目標数値】

項目	目標値 (29年度)	目標値 (30年度)	目標値 (31年度)
果実酒・リキュールの製造免許取得件数 (累計数)	<u>0件</u> (<u>0件</u>)	<u>1件</u> (<u>1件</u>)	<u>0件</u> (<u>1件</u>)
特産酒類製造量	<u>-kl</u>	<u>2.25kl</u>	<u>4kl</u>

8 特定事業の名称
(略)

※ 別紙

1 特定事業の名称
(略)

2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物(ブドウ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

(略)

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

(略)

(2) 事業が行われる区域

(略)

(3) 事業の実施期間

(略)

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（ブドウ、梨又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本区域内の市町により、それぞれ当該地域の特産物として指定された農産物（ブドウ、梨又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

(略)

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。本区域内の市町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。

(略)

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

(略)

(2) 事業が行われる区域

(略)

(3) 事業の実施期間

(略)

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（ブドウ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本区域内の市町により、それぞれ当該地域の特産物として指定された農産物（ブドウ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

(略)

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。本区域内の市町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。